

## ◆統一要求項目

1. 退職者不補充が恒常的に続き、それに伴って職員の高齢化も顕著になっていることから正規職員の採用についても早急に検討すること。  
【回答】 正規職員の採用は考えていない。適正な官民の役割分担を図るとともに、必要な人員については非常勤職員により対応する。
2. 職員の人事異動については、個人の希望を最大限尊重するとともに、人材の有効活用と仕事に対する意欲向上を目標に弾力的に組合と協議すること。  
【回答】 異動等については、個人の希望を尊重するよう努めたい。
3. 昇任・昇格・昇給制度の運用については、継続的に協議すること。  
【回答】 昇任等については、今後も協議していきたい。
4. 賃金・労働条件の変更については計画変更が可能な時期から労使協議を行うとともに、合意した事項に関しては協約を締結すること。  
【回答】 適正な時期に労使協議を行いたい。
5. 特定事業主行動計画に基づく年間年休取得目標日数12日を職員に取得させること。  
【回答】 数値目標である年間年休取得日数12日に達するよう周知に努めたい。
6. 人事評価制度については、現場の業務状況や仕事に対する取り組み姿勢など、職員の人材育成を目標とし、透明性・公平性・納得性・観客性を損なわない評価方法の手法を具体的に提示すること。  
【回答】 今後も職員が人事評価制度を活かして意欲的に業務と自己の能力向上に取り組みめるよう、適切な運用に努めたい。

## ◆環境技師に関する事項

1. 人員に関すること  
収集資源センター・クリーンセンターの職員配置については、下記の内容と現状を十分に鑑み対応すること。
  - (1) 収集資源センターは、職員数が昨年度を下回ったにもかかわらず、祝日の収集(山の日)が増加している。現在は業務班6名で定期収集業務の10班体制、正規職員2名乗車(確認書)を維持しているのが現状である。また、定期収集に従事できる職員の平均年齢は、49歳となっており身体に支障をきたす職員も増えている。今後、長期療養者が発生した場合、現状の職員数では、定期収集業務が行えなくなる可能性も出てきており、行政として市民サービスに支障をきたす前に、適切な人員配置、または減班等を含めた業務の縮小について早急に処置を講ずること。  
【回答】 定期収集業務については、一定比率の直営を維持することが望ましいと考えている。当面は、他の所属に配置されている環境技師や再任用職員を含めた中で対応していきたい。
  - (2) 5月31日の市民生活部長協議では、収集資源センターは、職員配置も現状維持を第一に考え、退職者の補充はクリーンセンター(環境技師)から、クリーンセンターへの補充は技師の異動等で行うとの回答であったが、環境技師職員は、退職者不補充が恒常的に続いているため、高齢化も顕著になっており、労働安全衛生上も課題がある。さらに災害発生時等に対応できる一定比率の直営を維持するためにも、将来的な人員確保を鑑み、正規職員の採用について早急に検討すること。  
【回答】 環境技師については、新規採用は考えていない。
  - (3) 2026年の新焼却施設の稼働計画について、基本構想、基本計画段階において適宜協議の場を設定すること。  
【回答】 協議については、基本計画(案)の段階で判断する。
  - (4) クリーンセンターの施設耐用年数は2025年度までであるが、施設の老朽化による機器の不具合や、中軽微なトラブルがここ数年で多発している。また、災害発生時等には、業務対応職員の経験が必要不可欠であることから、有資格者及び現場業務に精通した環境技師を12人確保すること。  
【回答】 機器の不具合やトラブル、また、災害発生時等に的確な対応ができる技術力を確保できるよう配慮する。
2. 災害時の対応について
  - (1) 災害廃棄物処理計画について、組合協議を踏まえた上で早急に確立すること。  
【回答】 国の災害廃棄物対策指針に基づき、関係機関と調整のうえ早急に策定していきたい。
  - (2) 収集資源センターの災害時の位置づけ(避難所か災害ゴミ保管か等)を明確にし、緊急初動行動に職員が困難を生じないように計画を明示すること。  
【回答】 災害時のごみ収集業務に支障とならないような体制にしていきたい。
3. 労働安全衛生の取り組みに関すること
  - (1) これまでの業務量の増加を勘案し、職員の身体の実態調査を行うとともに労働災害の発生防止に努めること。  
【回答】 定期健康診断の結果も参考にして、今後も職員の労働安全衛生に努める。
4. 文書協定、労働協約に関すること
  - (1) 賃金、労働条件については、労使交渉、協議の上決定し、労使間において合意した事項においては、確認・協定書による協定を締結すること。  
【回答】 合意したときは、確認・協定書による協定を締結する。

## ◆学校調理技師に関する事項

1. 人員に関すること
  - (1) 学校調理技師を各学校の給食数に合わせ、下記のとおり配置すること。また、正規職員の配置基準については、必ず事前に協議すること。

550食以上 正規3人 250食以上 正規2人 249食以下 正規1人

【回答】正規職員の配置基準については、職員数に合わせて今後も事前に協議していきたい。

- (2) 正規職員の退職補充者と恒常的な業務を行っている非常勤職員については、正規職員の採用を早急に検討し、その暫定措置として任期付職員を配置すること。また、非常勤職員の勤務時間は、学校規模に応じて柔軟に対応すること。

【回答】任期付職員の配置を検討し、今後も、状況に合わせて対応していきたい。

- (3) 献立の多様化とともにアレルギー除去食対応が増加しており、調理業務が繁忙となり、職員の高齢化も含め、精神的、肉体的負担が大きくなってきているため、職員の異動は職場状況を把握しながら慎重に対応すること。

【回答】今後も、状況に合わせて対応していきたい。

## 2. 労働安全衛生に関すること

- (1) 衛生管理徹底のため、各職場の手洗い設備の自動温水手洗い器への交換、職員専用トイレの給食室内への設置等、学校給食衛生管理基準に基づいた職場環境の整備に努めること。

【回答】計画的に職場環境を整備していきたい。

- (2) 安全で作業しやすい職場環境を保つため、機器等の修繕メンテナンスを計画的に行うこと。

【回答】今後も、計画的に対応していきたい。

## 3. 労働条件に関すること

- (1) 2015年度からスタートした民間委託の今後のスケジュールと、正規職員の人員配置の方向性については、学校給食の在り方も含め継続的に労使協議を行うこと。

【回答】今後も、労使協議を行っていきたい。

## 4. その他

- (1) 災害時や非常時の市民への食糧の提供の在り方については、学校給食調理員の知識や技術を生かす方策を、労使協議の上で確立し、学校給食調理員及び調理職場を最大限活用すること。

【回答】災害対応訓練等の実施にあわせて検討していきたい。

## ◆保育調理に関する事項

### 1. 人員に関すること

- (1) 2014年より任期付職員の採用はあったものの、退職に伴う職員の採用がないため、園児の成長に合わせた食事作りに加え、アレルギー除去食の対応により業務繁忙となってきた。正規職員1人配置園に配慮し、さらに非常勤職員の負担も考慮しながら、人員配置並びに応援体制を構築していくこと。

【回答】今後も、状況に合わせて必要な任期付調理技師の採用など、適切に対応していきたい。

- (2) 認定こども園の開園に伴い給食調理業務の委託化が進む中、引継ぎは年度内で必ず終了させること。また、新たな認定こども園への移行については、決定次第、組合側に周知するとともに、その際の給食調理業務内容については、事前協議にて合意に達するまでは実施しないこと。

【回答】委託業者への引継ぎは、委託開始前に完了させる。

また、組合へは、新たな認定こども園移行の周知を行うとともに、給食調理業務内容について協議をしていきたい。

### 2. 労働安全衛生に関すること

- (1) 老朽化した施設や器具などの改修・修繕のための予算を確保し、安全で働きやすい職場環境にすること。

【回答】施設や器具の改修・修繕については、予算確保に努めるとともに、速やかに対応していく。

- (2) 毛虫などの駆除や木々の剪定等について、緊急的、定期的に対応できる体制を構築すること。

【回答】樹木の防除や剪定等については、各園からの要請に基づき実施しているが、緊急なものについては、できる限り速やかに対応していきたい。

- (3) 保健所からの指摘に対する改善のため、公立保育園においても認定こども園と同様にトイレ掃除業務を委託すること。

【回答】公立保育園の清掃業務については、委託する場合には、調理業務と一体での委託を考慮しており、今後、両方を委託化している認定こども園の状況を見ながら検討していく。

- (4) 悪臭・害虫予防の観点から雑排水点検の年3回の継続実施と例年のとおり実施計画書の掲示を継続すること。

【回答】雑排水点検については、これまでどおり、実施計画に基づく年3回の実施と計画の提示をする。

## ◆施設技師に関する事項

### 1. 人員に関すること

- (1) 小中学校の児童生徒に対する安全確保や施設の維持管理の為、一般非常勤職員や再任用を含めた1校1名の配置を継続すること。

【回答】一般職非常勤職員、再任用職員を含め、各校1名配置は当面維持していきたい。

- (2) 退職者や異動により学校現場に配置されている正規職員が減少している状況を踏まえ、共同作業のあり方、学校環境整備事務所と現場とのあり方について労使協議をしていくこと。

【回答】共同作業のあり方や学校環境整備事務所と現場の方向性について、協議していきたい。

### 2. 災害時の対応について

- (1) 災害が発生した際、職員が安全に業務に従事できる体制を整えること。

【回答】そのように努めたい。

### 3. その他

- (2) 業務が円滑に行えるよう、職員の知識・技術向上のための研修を行うこと。

【回答】今後も行っていく。